

中国での権利行使及び最近の動向



会員・弁護士 分部 悠介
中国弁護士 周 婷

要 約

近年、中国では、知的財産権に関する知識の普及及び産業技術の高度化に伴い、知的財産権の侵害形態も、従来の単純なデッドコピーのみならず、フリーライド（類似商標権侵害、商業標識混同行為⁽¹⁾等）、技術侵害（専利⁽²⁾権侵害、営業秘密侵害等）へと拡大しつつあり、電子商取引（Electronic Commerce、以下「EC」と略称する）を活用した侵害も常態化する中、権利者側も侵害形態の多様化・複雑化に合わせた、総合的かつ効果的な権利行使戦略の検討が必要となっている。また、各種法改正等により、全体的に知的財産権の権利行使がより容易になり、権利者の利益保護が強化される一方、新たな課題も生じてきている。

本稿では、中国における知的財産権侵害に対する権利行使手段、一般的な対応手順等につき、近年の動向や権利行使時の注意点とともに紹介する。

目次

1. はじめに
2. 調査
3. 証拠収集
4. 行政摘発
5. 刑事摘発
6. 専利行政法執行
7. 民事訴訟
8. 総括

1. はじめに

中国では、知的財産権の侵害行為に対する権利行使は、通常、調査→証拠収集→権利行使、というステップで対応する。本稿では、それぞれの対応項目に関する概要、注意点、最近の動向を紹介する。

2. 調査

調査を通じて、侵害形態・規模や侵害者の実態を把握し、それに基づいて後述の証拠収集、権利行使にかかる戦略を策定するため、権利行使のファーストステップとして非常に重要となる。

調査の手法・対象はいくつかあるが、権利行使のために重要となるのは、個別業者に対する実地調査である。実地調査では、専門調査員が商談や見学といった名目で侵害者を訪問し、以下の情報を収集することが多い。

- ・ 侵害者の名称、住所、設立期間、責任者、面積、従業員数、年間売上高等の基本情報
- ・ 侵害行為の形態
- ・ 侵害品の生産・販売規模、在庫、販売価格、流通ルート、入手方法等の製造・流通関連情報
- ・ 侵害者の知的財産権出願状況、訴訟紛争状況等の法律状況関連情報

より多くの情報を取得し、後述の証拠収集をスムーズに進めるために、いかに相手に警戒されず、良好な関係を築くことが事前調査の要となるため、経験豊富な専門調査員に依頼することが推奨される。

3. 証拠収集

3.1 必要な証拠資料

中国における知的財産権の権利行使に際して収集する証拠資料は、大要、表1の通りである。

表1 証拠資料と証明目的一覧

カテゴリ	証明目的	証拠例
権利関係	<u>権利の存続</u>	商標登録証書、専利登録証書、専利年金納付領収書、意匠権又は実用新案権の専利権評価報告書 ⁽³⁾ 等
	<u>権利の認知度</u>	中国における係争知的財産権製品の生産、販売又は宣伝状況を示す契約書、領収書、第三者統計、受賞記録、報道記事、その他係争知的財産権が中国において使用を通じて形成した認知度を証する証拠
侵害行為関係	<u>侵害の事実</u>	侵害品の写真、侵害品の在庫写真、侵害品を購入した事実を記録した公証書、オンライン上の侵害事実を示すタイムスタンプ、その他侵害者による侵害行為を証する証拠
	侵害の規模	販売数量、売上高等の情報を示した侵害品ネットショップ販売ページ、侵害者の公式ウェブサイトや公式 SNS 等で公表された侵害品の製造販売規模、行政機関による摘発で押収された侵害品在庫、その他侵害規模を証する証拠
	侵害の性質・情状	侵害者が過去に権利者の知的財産権を侵害したことを認定した行政処罰決定書や判決書、侵害者が過去に権利者の知的財産権を冒認出願したことを認定した異議申立てや無効宣告決定書、侵害品の品質が粗悪であることを批判した消費者レビューや新聞報道、その他侵害者が故意に権利を侵害し、侵害の情状が深刻であることを証する証拠
費用関係	権利行使に要した費用	弁護士費用、証拠収集費用、その他権利者による権利行使にかかった費用を証する領収書等の証拠

上記の証拠資料の中、権利の存続及び侵害の事実を証する証拠（表1中の下線及び太字で示す）は、基本的にすべての権利行使において提出する必要がある。権利の認知度（表1中の下線で示す）を証する証拠は、不正競争防止法上の商業標識混同案件など、商品名等の商業標識が一定の市場知名度を有することが要件となる⁽⁴⁾案件において必須であるが、商標権等、通常の知的財産権侵害民事訴訟案件においても、損害賠償金額を高額に認定してもらう観点から有益である。

それ以外の侵害の規模、侵害の性質・情状、権利行使費用を証する証拠は、必須ではないが、これらの証拠も民事訴訟において、損害賠償金額を高める観点から有益であるため、可能な限り収集する方が望ましい。

3.2 公証購入

権利行使の手段により、証拠力、特に侵害の事実に関する証拠の証拠力に対する要求が異なることに留意する必要がある。後述する行政摘発又は刑事摘発において、一般に、中国の市場监督管理局又は公安機関等の摘発法執行機関は、現場調査及び当事者に対する取り調べを通じ、権利侵害に関する証拠を収集するため、権利者は侵害品の写真又は現場調査報告書を提出する程度の対応で良いことが多い。一方、民事訴訟においてはこのような現場調査手続きが行われなため、侵害品の写真又は現場調査報告書等、相対的に証拠力の低い証拠は、訴訟手続きにおいて証拠の真実性及び合法性に疑義が呈され、採用されない可能性が高いので、侵害の事実に関する証拠については、通常、公証を経た証拠を提出する必要がある⁽⁵⁾。

侵害の事実に対する公証は、通常、公証人の立会のもとで侵害者から侵害品を購入し、領収書、パンフレット等の関連書類を受領するという一連の証拠収集活動に対して行う。これが完了すると、後日、公証人は、現認した侵害品、書類の入手過程を記載した「公証書」（図1）を発行し、公証現場で取得した侵害品を封緘した「公証物」（図2）が権利者に引渡され（この一連の過程を、一般に「公証購入」という）、これらが侵害の事実に関する重要な証拠となる。

侵害品が、業界内の企業にのみ販売される B2B 製品の場合、又は、中国国内で取引されない輸出専用製品の場合、商慣習上、業界内の企業又は海外企業でないとそもそも取引に応じず、公証購入のハードルが高いので、これ



図1 公証書

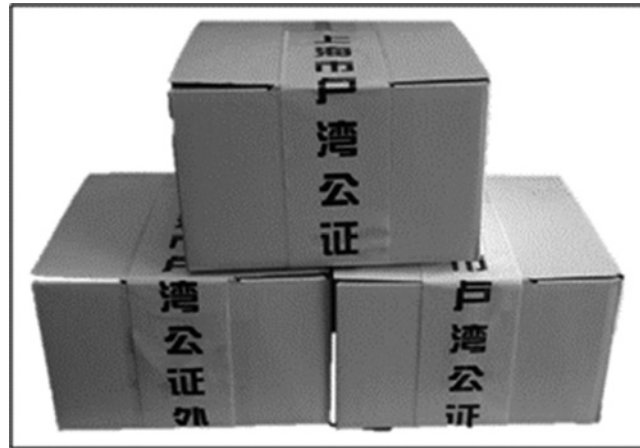


図2 公証物

らの企業⁽⁶⁾を手配し、その名義で購入できる調査会社等と連携対応することが肝要となる。なお、B2B 分野における侵害品が部品である場合、当該侵害部品を搭載した最終製品（たとえば、権利侵害の自動車部品を搭載した自動車）が一般に販売されている場合、その最終製品を公証購入することにより、侵害部品の製造使用の事実を証明することが可能である⁽⁷⁾。

3.3 タイムスタンプ

近年、オンラインでの侵害情報に関する証拠は、タイムスタンプやブロックチェーンを利用して収集されることが増えており、特に「中国聯合信任タイムスタンプサービスセンター（TSA）⁽⁸⁾」の提供するタイムスタンプサービスで収集された証拠の証拠力は、基本的に裁判所に認められる。

一般に、公証に比べ、タイムスタンプによる証拠収集は簡便性、迅速性、コスト面でメリットがある。一方で、タイムスタンプによる証拠収集の適用場面は限られ、オフラインでの証拠収集や製品購入に伴う証拠収集に適しておらず、民事訴訟上、最も重要である侵害品にかかる製造・販売等侵害の事実を証する証拠については、依然として公証購入で対応することが主流となっている。

表2 タイムスタンプと公証の比較

	タイムスタンプ	公証
コスト	数十元～100 元／件	2,000 元～／件
所要期間	数時間	2～3 週間
手続き	電子証拠化システムに登録すれば利用可能	公証処へ出向き、申請手続き等を行う必要がある
適用場面	商品購入を伴わないオンラインでの侵害情報の証拠化	オンライン・オフラインの侵害情報の証拠化全般
証拠力	公証と比べるとやや低い	高い

タイムスタンプのこれらの特徴を踏まえたうえ、主に、侵害規模が小規模である等、相対的に重要度の低い権利行使案件（たとえば、警告状送付のみを検討する案件）や、相対的に重要度の低い証拠（たとえば、侵害事実に関して公証実施後に、EC モールで増加した侵害品の販売実績を証明する証拠）等の証拠として、タイムスタンプの活用が考えられる。

4. 行政摘発

行政摘発は、日本にはない制度であり、中国各地の市場监督管理局等の行政機関が、侵害行為の調査・取り調べを行い、侵害行為の差止め、侵害品の没収、過料等の行政処罰を侵害者に科すという制度である。行政摘発は申立てから摘発まで1ヶ月程度、摘発から処罰まで2～3ヶ月程度かかり、相対的に簡易・迅速な権利行使手段といえ

る。また、侵害品の没収や過料等の行政罰を科すことで、侵害行為に対する一定の抑止力があり、一般に、侵害判断が容易であるデッドコピー侵害案件を中心に、権利者が最優先に検討する権利行使手段となっている。



図3 行政摘発現場写真

近年、権利侵害形態の変化に伴い、単純なデッドコピー品だけではなく、類似商標権侵害や、不正競争防止法上の商業標識混同行為等、いわゆるフリーライド侵害案件が増加している。法制度上、これらの案件に対しても、行政摘発は適用されるが、デッドコピー案件に比べると、相対的に高度な法律判断が必要となるところ、実務上、各地の行政機関の法執行能力にばらつきがあることもあり、フリーライド侵害案件の摘発申立てが受理されないことや、受理されたとしても侵害行為の存在が確認できずに処罰が下されない可能性がある等、フリーライド侵害の認定はハードルが高いことに留意する必要がある。

5. 刑事摘発

商標権、著作権、営業秘密侵害について⁽⁹⁾、侵害規模等が一定の基準（「刑事訴追基準⁽¹⁰⁾」）に達している場合、刑事摘発を行うことができる。

刑事摘発は、権利者による摘発申立て→公安機関（日本の警察に相当する機関）による捜査→検察機関による審査、起訴→裁判所による刑事裁判の流れで行われる。有罪と判決された場合、侵害者に、有期懲役、罰金等の刑事罰が科されるため、最も抑止力の高い権利行使手段である。

刑事訴追基準に達しているか否かは、従来、摘発現場での侵害品の在庫価値で判断されることが一般的であった。しかし近年、ECビジネスの発展により、オンラインでの侵害品取引規模が大きくなっているため、摘発現場の侵害品在庫価値に加え、オンラインでの販売実績も証拠として採用される傾向がある。



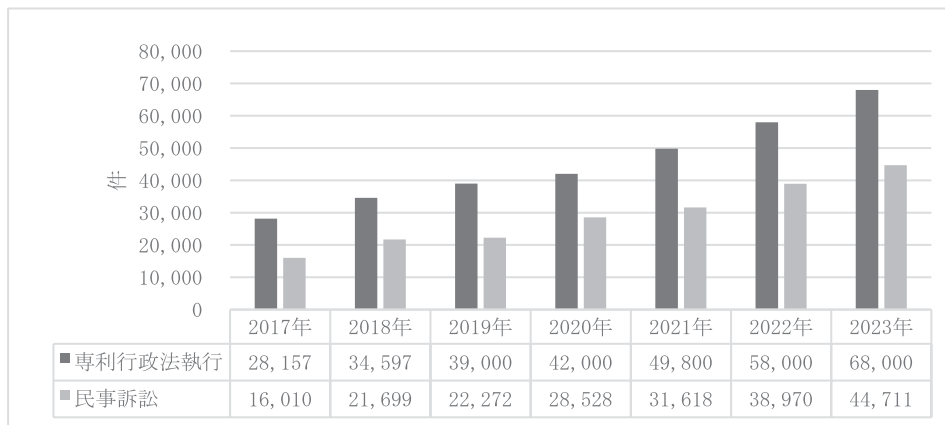
図4 某美容機器侵害疑義品のオンライン販売実績

6. 専利行政法執行

中国では、専利権侵害の救済方法について、民事訴訟の司法ルート以外に、日本にはない、専利行政法執行という行政ルートが存在する。専利行政法執行は、専利権侵害のみを対象とする権利行使手法であり、専利権者は各地の市場監督管理局又はその管理下にある知識産権局（便宜上、以下、総称して「知識産権局」という）に申立てを行い、専利権侵害紛争の処理を請求できる。知識産権局は審理を経て侵害が成立したと認定した場合、侵害者に差止命令を下す。前述した行政摘発が、担当行政機関が一定の強制力を行使して現場に立ち入り、侵害疑義品等を押収するという、文字通り「摘発」行為であるのとは異なり、専利行政法執行においては、基本的に、摘発行為は実施されず、審理ベースで侵害の成否を判断する手続きとなる。また、侵害者に対して過料を科すことはできず、また、侵害者と和解した場合⁽¹¹⁾を除き、民事訴訟のように損害賠償を請求することもできないことに留意する必要があり、専ら侵害差し止めを求めたい場合に選択される。

専利行政法執行は、原則として立件後3ヶ月以内に審決が行われる必要があり⁽¹²⁾、訴訟と比べると手続きが迅速かつ簡便であることもあり、専利権侵害案件において、専利行政法執行の件数は民事訴訟のそれを上回っていて、件数の差も年々拡大している。

表3 専利権侵害案件に関する専利行政法執行及び民事訴訟件数の推移⁽¹³⁾



しかし、裁判所と比べ、各地の知識産権局には専利に関する法律知識及び技術知識に精通する専門人員が少なく、複雑な特許権侵害紛争につき行政法執行を申し立てても適切に判断されなかったり、審理自体、事実上、拒否されることもある。また、専利行政法執行では、一案件において通常一侵害者のみに対して請求できるため、もし、同じ侵害品の流通に複数の侵害者が関与する場合（たとえば製造者と販売者が異なる場合）、民事訴訟のように一件で複数の被告を共同で提訴するということが困難で、侵害者ごとに申立する必要があり、侵害者が異なる地域に所在する場合、異なる知識産権局に管轄、審理されることになり、手続きがかえって複雑になってしまう。したがって、実務上、専利行政法執行は、侵害判断が相対的に容易な意匠権又は実用新案権侵害案件で、案件状況も複雑ではない案件で活用されていることが多い。

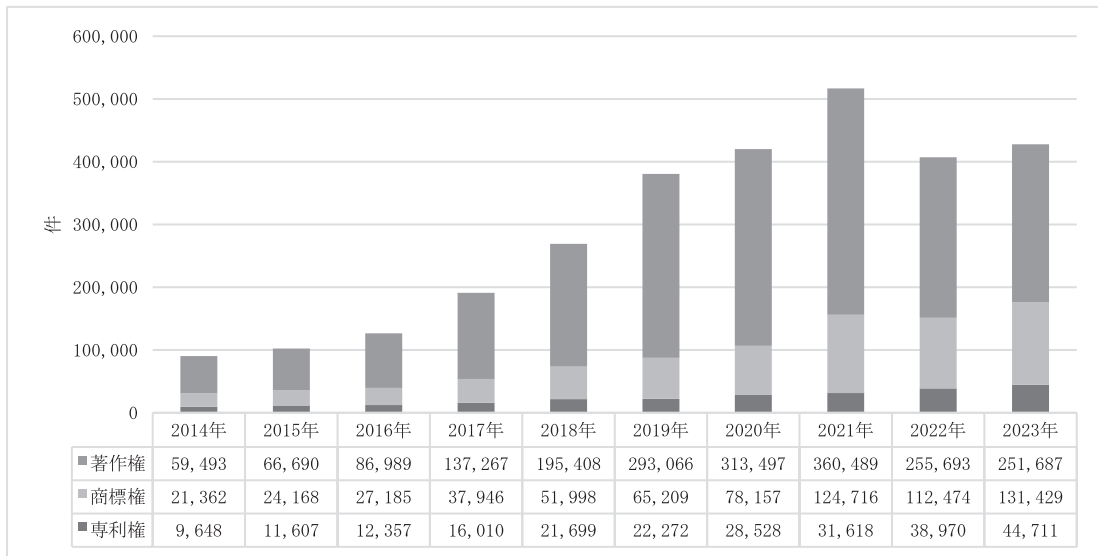
上記に拘らず、専利行政法執行において、係争専利に対して無効審判が請求される場合、手続きが無効審判の決定が確定されるまでに中止されてしまう可能性があり（審判取消訴訟まで提起された場合、最長、訴訟の控訴審の判決が下されるまで中止されることもある）、この場合、専利行政法執行の迅速性のメリットがなくなってしまうので、権利行使手段を民事訴訟に切り替えることを検討する必要がある。

専利行政法執行においては、権利者が客観的な原因で自ら一部の証拠を収集できない場合は、知識産権局に現場調査を請求できる⁽¹⁴⁾。しかし、調査を行うか否かは知識産権局の判断に委ねられ、また、一般に、専利権侵害の判断は難度が高く、たとえ調査を行ったとしても、調査現場で直ちに侵害品を見分け、的確に証拠保全することができない可能性もあるため、民事訴訟と同様に、専利行政法執行の前に、公証購入を通じて侵害の事実を証拠化しておくことが望ましい。

7. 民事訴訟

7. 1 中国知的財産権侵害民事訴訟の統計と近況

表 4 中国知的財産権侵害民事訴訟第一審受理件数推移⁽¹⁵⁾



近年、中国全体の知的財産権保護意識の向上、立件登録制⁽¹⁶⁾、オンライン提訴⁽¹⁷⁾等、提訴の利便性向上を目的とした制度・措置の導入により、中国の知的財産権侵害訴訟件数が大幅に増加した。2014年から2023年にかけて、専利、商標及び著作権侵害訴訟の件数は4~5倍程度増加し、民事訴訟は、最もよく使われる権利行使手段の一つとなっている。その一方で、訴訟件数の急増に伴い、案件の滞積、審理期間の長期化等の問題が生じ、また、競合への不当な攻撃や不当な利益獲得を目的とした「悪意訴訟」⁽¹⁸⁾が発生する等の弊害も出てきている。これらの弊害を改善するために、近年、中国の裁判所は訴訟前の和解調整、提訴審査の強化等の措置をとるようになり、その結果、2021年以降は、訴訟件数増加傾向が一定程度、抑えられた。

7. 2 民事訴訟審理の流れ

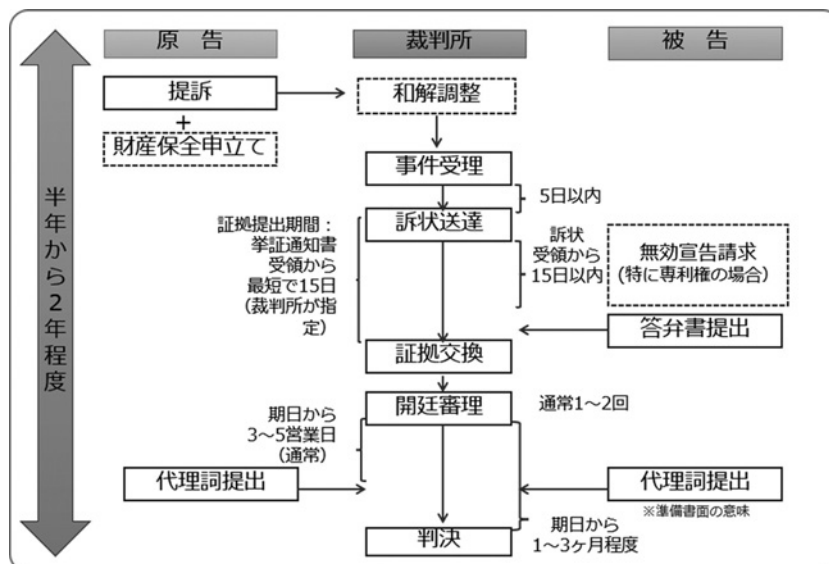


図 5 民事訴訟一審流れ

訴訟前の和解調整は、案件の滞積問題を解決するために、近年、裁判所の実務上、案件を正式に受理する前に、多くの知財訴訟案件について実施されている。和解が成立した場合、原告は提訴を取下げ、被告は和解合意に応じて、原告に侵害行為の差止、損害賠償等の侵害責任を履行する。和解が成立しない場合、はじめて正式に提訴が受理されて、訴訟手続が進行する。和解調整にかかる所要期間は裁判所により異なるが、通常1~2ヶ月程度かけら

れている。被告による財産隠しのおそれがある侵害事案の場合、これを防ぐために提訴と同時に、財産保全申立てを行うことがあるが、これが認められる場合には、訴訟前の和解調整は行われず、訴訟手続がすぐに開始され、ある程度、手続きを加速させることができる。

また、専利権侵害訴訟において、被告が係争専利に対して無効審判を請求することがよく見受けられ、この場合、裁判所は訴訟審理を中止する可能性があるが、中止したとしても、無効審判の決定が出るまで中止し、専利行政法執行のように、審判取消訴訟、及び同控訴審まで中止することはほぼない。

7. 3 裁判制度及び訴訟管轄

中国の裁判制度は、日本と異なり、「四級二審制」となっている。

四級とは、中国の裁判所は、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院の四級裁判所から構成されることを指す。2014年以降、知的財産権案件数量の急増、新型案件、難解な案件の増加に伴い、知的財産権の司法保護を強化するために、北京市、上海市、広州市、海口市において、その所轄内の知的財産権紛争案件（ただし、商標権侵害、著作権侵害紛争案件を除く）を専門的に取り扱う知識産権法院が設立されたが、知識産権法院は中級人民法院に相当する。

二審制について、当事者は一審判決に対し不服がある場合、控訴することができ⁽¹⁹⁾、控訴審の判決が確定判決となり、効力が発生する⁽²⁰⁾。また、当事者は効力が発生した判決・裁定について誤りが存在すると思われる場合、上級裁判所に再審を請求することも可能である⁽²¹⁾。

事物管轄については、地域や訴額により異なるが、外国企業がよく管轄地として選定する中国沿岸部の大都市であれば、一般の商標権侵害及び著作権侵害案件は基層人民法院、専利権侵害案件は知識産権法院を含む中級人民法院が管轄する。また、控訴審は、原則、上位の中級人民法院又は高級人民法院が管轄するが、専利のうち特許権侵害の控訴審のみ最高人民法院が管轄する⁽²²⁾。

知的財産権侵害訴訟は、侵害訴訟の一種として、侵害訴訟の土地管轄規定が適用され、侵害行為地又は被告所在地の裁判所が管轄する⁽²³⁾が、実務上、被告所在地管轄となることが多い。同一訴訟で複数の被告が存在する場合（たとえば、製造者及び販売者を共同被告として提訴する場合）、原告はいずれかの被告の所在地の裁判所を選択して提訴できる⁽²⁴⁾。

全体的に、知的財産権侵害案件（特に、特許権侵害案件等、審理に高度の技術知識を要する案件）の審理については、北京市や上海市等の大都市の裁判所の審理水準が高く、可能な限りこれらの地域の裁判所で提訴、管轄してもらった方が望ましい。この点、たとえば侵害品の製造者が辺鄙な地域に所在する場合、同地域の管轄裁判所であると審理水準に懸念があるので、大都市に所在する販売者を共同被告にして、大都市の裁判所で、販売者及び製造者を共同で提訴することは重要な訴訟実務となっている。これを実現するためにも、ファーストステップの事前調査において大都市に所在する侵害品の販売者を見つけ出し、公証購入を通じて販売者による侵害品の販売事実を証拠化することが肝要となる。

近年、オンラインでの侵害品取引規模が増大するにつれ、ネットショップに対する侵害訴訟が増えている。この場合、有利な訴訟管轄を得るために、ECモール事業者を共同被告⁽²⁵⁾にしたうえ、ECモール事業者の所在地である大都市の裁判所で提訴することが実務上よく見受けられる⁽²⁶⁾。しかし、近年、この対策を取る当事者が多く出てきたことにより、ECモール事業者所在地の裁判所の案件が大量に滞積し、案件の審理スピードが遅くなってしまい、侵害が明確な商標権侵害案件であっても、審理に2年間以上かかってしまうことも増えてきているので留意する必要がある。

7. 4 損害賠償

知的財産権侵害訴訟の損害賠償は以下の順番に従って算定される⁽²⁷⁾。

- ① 権利者が侵害により受けた実際の損失
- ② 侵害者が侵害により得た利益

③ 権利使用料の合理的な倍数

④ 法定賠償（裁判所が権利の種類、侵害行為の性質及び情状等の要素を考慮し、その裁量により 500 万元以下で損害賠償金額を確定する制度）

実務上、実際の損失、侵害の利益及び参考にできる権利使用料の立証が容易ではないため、多くの案件は④の法定賠償が採用され、損害賠償金額が算定されている。また、①から③の方法で損害賠償金額が正確に算定できないものの、金額が法定賠償の上限金額である 500 万元を明らかに超えているような場合、裁判所はその裁量で、500 万元以上で損害賠償金額を確定することもある。

近年、知的財産権分野における懲罰的賠償制度の適用も強化されている⁽²⁸⁾。2024 年 4 月に判決が下された中国の大手自動車企業 2 社（吉利ホールディングスグループと威馬自動車）の間の営業秘密侵害紛争事件において、最高人民法院は控訴審で 2 倍の懲罰的賠償を適用し、威馬自動車に対し、吉利ホールディングスグループに経済損失及び権利行使のための合理的支出として、合計約 6.4 億元の損害賠償金額を認定し、これまでの中国知的財産権侵害訴訟で判示された最高額の損害賠償金額となった⁽²⁹⁾。

全体的には、近年、知的財産権侵害訴訟における損害賠償金額は二極化の傾向がある。知的財産権の保護を強化し、悪質な侵害を厳しく取り締まるため、侵害品（特に特許権侵害）の製造者等上流業者に対する損害賠償金額が高額化しており、数百万円以上、時には億単位の判決も見られるようになった。その一方で、昨今の中国景気低迷の環境において、裁判所は、中小企業の存続の確保の観点から、特に、零細な侵害品の販売者に対する損害賠償金額は低額化しており、数万元、又は数千円にとどまる案件も増えている。

8. 総括

以上、中国における権利行使方法及び最近の動向を紹介した。権利行使の場面においては、侵害の実情や形態を考慮し、一つの手段に限定せず、臨機応変に最適な権利行使手段を選択されたい。行政摘発や行政法執行で権利行使が奏功しなかった場合でも、民事訴訟で成功する、といったケースなども実務上よく見られる。また、中国の政策や社会情勢の変化は相対的に速いため、実際の権利行使の際には最新の状況をフォローすることも重要である。

本稿が中国における知的財産権侵害の権利行使の参考の一助となれば幸いである。

(注)

- (1) 日本の不正競争防止法に相当する「中華人民共和国反不正競争法（2019 年改正）」第 6 条で規制する、他人の商品である又は他人と特定の関連性があると関連公衆に誤認させる混同行為を指し、具体的に次の行為を含む。①他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用する。②他人の一定の影響力のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する。③他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する。④他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。
- (2) 中国では、日本でいう特許、実用新案、意匠を総称して「専利」という。
- (3) 専利権評価報告書とは、中国国家知識産権局が専利権者又は利害関係者の請求に基づき、先行文献等の検索、分析を行ったうえ、対象意匠権又は実用新案権が専利権の付与条件に満たしているか否かについて評価するための報告書である。中国の意匠権及び実用新案権は、出願時に実体審査を行わないため、民事訴訟等の権利行使を行う際に、権利の有効性を証するために、通常、専利権評価報告書を提出する必要がある。
- (4) 「最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用に関する若干問題の解釈」第 4 条。
- (5) 十分な反証がない限り、公証手続きを経た証拠は事実認定の証拠として扱われるべきである（「中華人民共和国公証法（2017 年改正）」第 36 条）。
- (6) 海外企業の名義で購入する場合は、侵害品の納品手続きが中国国内で行われる必要がある。そうでなければ、販売行為が中国国内で発生しておらず、中国国内の知的財産権を侵害していないと認定される可能性がある。
- (7) 侵害部品を搭載した最終製品を公証購入する際には、侵害部品本体に部品の製造者等の情報が表示されているか否かに注意する必要がある。もし、かかる表示がない場合、侵害部品の製造者等を特定することができず、直接、侵害部品の製造者等の主体に対する権利行使をすることが難しくなる。
- (8) TSA タイムスタンプウェブサイト：www.tsa.cn

- (9) 商標権侵害について、法律上、同一商標の侵害に対してのみ刑事罰が定められており、類似商標の侵害について刑事罰が定められていない。なお、専利権侵害及び商業標識混同行為については、法律上、刑事罰が定められていない。
- (10) たとえば、デッドコピー品（同一商標権侵害品）の販売金額が5万元以上ある場合、法律上、刑事訴追基準に達するとされている。
- (11) 専利行政法執行手続中、侵害者と和解することが可能であり、また、最初から差止命令ではなく、和解目的の和解調整の措置を請求することもできる（「専利行政執法弁法（2015年改正）」第2条、第3条2項、第二章）。
- (12) 「専利行政執法弁法（2015年改正）」第21条
- (13) 「中国知識産権保護状況」で公表されたデータ（2017年～2023年）を基に作成
- (14) 「専利行政執行弁法（2015年改正）」第37条
- (15) 「中国知識産権保護状況」で公表されたデータ（2014年～2023年）を基に作成
- (16) 2015年5月1日から、民事訴訟の立件は立件審査制から立件登録制に変更され、裁判所は、当事者の提訴を受けてから、提訴が訴訟要件に適合するか否か等の実態審査を行わず、提訴材料が要求に適合しているか否かの形式審査のみ行っている。
- (17) 当事者は裁判所のオンライン提訴システムを通じて提訴資料を提出すればよく、実際に、裁判所に出向いて、提訴資料を提出して提訴する必要がない。
- (18) 悪意訴訟は、法律上の定義ではないが、実務上、当事者が不法利益を得ること、又は相手当事者に不当に損害を与えることを目的とし、故意に法律又は事実根拠のない訴訟を提起することを指す。悪意訴訟の典型事件の一つとして、某実用新案権者が、ある科学技術企業に対し、4回にわたり専利権侵害訴訟を提起した案件がある（(2022)最高法知民終1861号）。同訴訟中、3回目及び4回目の訴訟は、対象実用新案権の無効状態の確定後に提起され、明らかに権利基礎を欠くものであり、そして、かかる提訴は、被告の科学技術企業に応訴するための弁護士費用等の損害を与えることを目的としてなされたものとして、裁判所に、悪意訴訟として認定された。
- (19) 「中華人民共和国民事訴訟法（2023年改正）」第171条
- (20) 「中華人民共和国民事訴訟法（2023年改正）」第182条
- (21) 「中華人民共和国民事訴訟法（2023年改正）」第210条
- (22) 「最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定（2023年改正）」第2条1項2号
- (23) 「中華人民共和国民事訴訟法（2023年改正）」第29条
- (24) 「中華人民共和国民事訴訟法（2023年改正）」第22条第3項、第36条
- (25) この場合、ECモール事業者がネットショップによる侵害行為の助助者として共同被告にする、という主張をすることが多いが、ほとんどの案件において、ECモール事業者はネットショップによる侵害行為の実施に対して故意や過失がないため、ECモール事業者が侵害行為の助助を行ったと認定されず、ネットショップと連帯して侵害責任を負うと判示されることはほぼ無いのが実情である。
- (26) たとえば、中国で侵害品取引も多い、ECモール「タオバオ」上でのネットショップに対して訴訟する場合、「タオバオ」を運営する事業者であるアリババ社を共同被告にすれば、大都市で審理水準も安定している、アリババ社の所在地である浙江省杭州市の裁判所が管轄することになる。
- (27) 「中華人民共和国専利法（2020年改正）」第71条等
- (28) 2020年5月に公布された中国初の民法典に「故意に他人の知的財産権を侵害し、その情状が深刻な場合、被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する」と規定され、知的財産権分野の懲罰的賠償制度が確立された。その後に行われた「専利法」、「著作権法」の改正においても懲罰的賠償に関する内容が新設され、2021年3月、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」が公布され、知的財産権分野の懲罰的賠償の適用要件、基準、計算方法が明らかにされた。
- (29) (2023) 最高法知民終1590号

(原稿受領 2024.10.16)